

地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更の試行工事の運用基準

1. 趣旨

沖縄県農林水産部漁港漁場課が所管する漁港漁場関係工事及び海岸工事について、労務市場がひっ迫することにより地域外からの労働者確保が必要となることが想定される工事においては、契約締結後、地域外からの労働者確保に要する費用について、設計変更により対応する試行工事の運用基準を定めるものである。

2. 対象工事

次の全てを満たす工事を対象とする。

- (1) 沖縄県農林水産部漁港漁場課が所管する漁港漁場関係工事及び海岸工事
- (2) 発注者が、労務市場がひっ迫することにより地域外からの労働者確保が必要となることが想定されると認める工事
- (3) 「漁港漁場関係工事積算基準」(以下「積算基準」という。)第1部 第2章 2節 間接工事費に記載の工種区分を適用する工事

3. 設計変更の対象経費

設計変更の対象経費について、積算基準 第1部 第1章 2節 3 3-2 間接工事費における下記①～⑤の項目とする(以下「実績変更対象費」という)。

(共通仮設費(率分)のうち営繕費)

- 1) 3-2-1 9)③「営繕に係る土地・建物の借上げに要する費用」のうち『宿泊費』
- 2) 3-2-1 9)③「営繕に係る土地・建物の借上げに要する費用」のうち『借上費』
- 3) 3-2-1 9)②「労務者の輸送に要する費用」

(現場管理費のうち労務管理費)

- 4) 3-2-2 1)①「募集及び解散に要する費用」
- 5) 3-2-2 1)④「賃金以外の食事、通勤等に要する費用」

なお、本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額(積算基準に基づき算出した額)における共通仮設費(率分)及び現場管理費に対する実績変更対象費分の割合(以下、「間接工事費の実績変更対象費の割合」という。)は、漁港漁場課が別で定める。

4. 主な契約手続

(1) 契約締結前の手続き

1) 入札公告

対象工事については、次の内容を入札公告に明示する。

項目	内容
地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について	本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する労働者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、<u>漁港漁場関係工事積算基準</u>の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実施変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。 営 繕 費：労働者の輸送に要する費用、宿泊費、借上費 （宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。） 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

2) 特記仕様書

対象工事については、次の内容を特記仕様書に明示する。

項目	内容
第〇条 地域外労働者確保に関する間接工事費の設計変更について	1 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する労働者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、<u>漁港漁場関係工事積算基準</u>（以下「積算基準」という。）の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。 営 繕 費：労働者の輸送に要する費用、宿泊費、借上費 （宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。） 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用 2 受注者は、契約締結後、労働者確保に要する間接工事費の実績変更（以下「間接工事費の実績変更」という。）の請求をする意思がある場合は、事前に「労働者確保に要する実績変更対象費に関する実施計画書（別添様式）」を監督員に提出し、発注者と協議するものとする。

	3 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額（積算基準に基づき算出した額）における共通仮設費（率分）及び現場管理費に対する実績変更対象費分（以下、「実績変更対象費（率式）」という。【C】）の割合は次のとおりである。 1）共通仮設費（率分）に占める実績変更対象費（労働者の輸送に要する費用、宿泊費、借上費）の割合 ・ 構造物工事 〇〇.〇〇% ・ 浚渫工事 〇〇.〇〇% ・ 海岸工事 〇〇.〇〇% 2）現場管理費に占める実績変更対象費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用）の割合 ・ 構造物工事 〇〇.〇〇% ・ 浚渫工事 〇〇.〇〇% ・ 海岸工事 〇〇.〇〇% 4 受注者は、「間接工事費の実績変更」を請求する場合は、「労働者確保に係る実績報告書（様式1）」及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書などをいう。）を監督員に提出し、「間接工事費の実績変更」の内容について協議するものとする。なお、実績報告書及び証明書類の提出期限等については、監督員と協議のうえ決定するものとする。 実績変更対象費に実際支払った額のうち、証明書類において確認された費用（以下「支出実績額」という。【B】）を協議対象とする。 5 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。 6 発注者は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、支出実績額【B】から実績変更対象費（率式）【C】を差し引いた費用（これを「実績変更対象費（積上）」という。【A】）を、積算基準により算出した共通仮設費及び現場管理費に加算し、精算変更時の設計額を算出するものとする。（【A】＝【B】－【C】） 7 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。 8 疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。 9 受注者は、発注者による当該工事の実績変更対象額にかかる労働者の従事状況の確認時には、必要な書類（対象となる名簿等）を準備するとともに、当該調査に立会う等の協力を行うものとする。
--	---

(2) 契約締結後の手続き

受注者が、契約締結後、労働者確保に要する間接工事費の実績変更（以下「間接工事費の実績変更」という。）の請求をする意思がある場合

1) 受注者（協議）

受注者は、事前に「(別添様式) 労働者確保に要する実績変更対象費に関する実施計画書及び添付資料」を第 34 号様式「工事打合せ簿」にて監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。【記載例 1】

【記載例 1】

第34号様式(工事監督要領第9条関係)

工 事 打 合 せ 簿

発 議 者	☐ 発注者 ☒ 受注者	発議年月日	令和 YY 年 MM 月 DD 日
発 議 事 項	☐ 指 示 ・ ☒ 協 議 ・ ☐ 通 知 ・ ☐ 報 告 ・ ☐ そ の 他 ()		
工 事 名	●●工事		
受 注 者 名	(株)△▼建設		
(内容)			
労働者確保に要する実績変更対象費に関する実施計画書について			
●●工事において、「労働者確保に要する間接工事費の実績変更」について、(別添様式)労働者確保に要する実績変更対象費に関する実施計画書により、今後の手続きを進めることを協議します。			
添付図書 ・ ((別添様式)労働者確保に要する実績変更対象費に関する実施計画書)			
■ 枚 ・ ((別添様式)の添付資料)			
処 理 ・ 回 答	発 注 者	上記について ☐ 指示 ・ ☐ 承諾 ・ ☐ 協議 ・ ☐ 通知 ・ ☐ 受理 します。 令和 年 月 日	
	受 注 者	上記について ☐ 了解 ・ ☐ 協議 ・ ☐ 提出 ・ ☐ 報告 ・ ☐ 届出 します。 令和 年 月 日	

※発注者用、受注者用の2部複写とする。

主任監督員	現場監督員	管理技術者等

現場代理人	主任技術者 (監理技術者)

2) 発注者（通知）

発注者は、当初契約締結後、実績変更対象費（見込額）を第 34 号様式「工事打合せ簿」にて受注者に通知する。また、契約変更を行う場合（契約金額が変更となる場合）は、その都度、契約変更の協議の前に、変更となる実績変更対象費（見込額）を、第 34 号様式「工事打合せ簿」にて受注者に通知する。【記載例 2】

【記載例 2】

第34号様式(工事監督要領第9条関係)

工事打合せ簿

発議者	☒ 発注者 ☐ 受注者	発議年月日	令和YY年MM月DD日								
発議事項	☐ 指示・ ☐ 協議・ ☒ 通知・ ☐ 報告・ ☐ その他()										
工事名	●●工事										
受注者名	(株)△▼建設										
(内容) ●●工事の当初[または第○回変更])における実績変更対象費について ●●工事の実績変更対象費は、以下のとおりとなります。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">工種</th> <th style="width: 35%;">費目</th> <th style="width: 50%;">当初[または第○回変更]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">○○工事</td> <td>共通仮設費(営繕費)</td> <td>#,###,### 円</td> </tr> <tr> <td>現場管理費(労務管理費)</td> <td>###,### 円</td> </tr> </tbody> </table>				工種	費目	当初[または第○回変更]	○○工事	共通仮設費(営繕費)	#,###,### 円	現場管理費(労務管理費)	###,### 円
工種	費目	当初[または第○回変更]									
○○工事	共通仮設費(営繕費)	#,###,### 円									
	現場管理費(労務管理費)	###,### 円									
※ 実績変更対象額 共通仮設費(営繕費) : 労働者の輸送に要する費用、宿泊費、借上費 現場管理費(労務管理費): 募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用											
「労働者確保に要する間接工事費の実績変更」を請求する場合は、実績報告書(様式1)及び実績変更対象費に実際支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書などをいう。)を提出し、協議するものとする。											
添付図書 () 0 枚 ()											
処理・回答	発注者	上記について ☐ 指示・ ☐ 承諾・ ☐ 協議・ ☐ 通知・ ☐ 受理 します。 ☐ その他() 令和 年 月 日									
	受注者	上記について ☐ 了解・ ☐ 協議・ ☐ 提出・ ☐ 報告・ ☐ 届出 します。 ☐ その他() 令和 年 月 日									

※発注者用、受注者用の2部複写とする。

主任監督員	現場監督員	管理技術者等

現場代理人	主任技術者 (監理技術者)

3) 受注者 (協議)

受注者は、実績変更対象間接工事費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書（様式1）」及び実績変更対象間接工事費について実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を、第34号様式「工事打合せ簿」にて監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。【記載例3】

なお、受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

【記載例 3】

第34号様式(工事監督要領第9条関係)

工事打合せ簿

発議者		☐ 発注者	☒ 受注者	発議年月日		令和YY年MM月DD日	
発議事項		☐ 指示・ ☒ 協議・ ☐ 通知・ ☐ 報告・ ☐ その他()					
工事名		●●工事					
受注者名		(株)△▼建設					
(内容) 労働者確保に要する設計変更について ●●工事において、「労働者確保に要する間接工事費の実績変更」について、別紙のとおり実績報告書(様式1)を提出しますので協議願います。 添付図書 ・(実績報告書(様式1)、様式2、3、4-1、4-2、5-1、5-2、5-3) ☒ 枚 ・(証明書類一式)							
処理・回答	発注者	上記について ☐ 指示・ ☐ 承諾・ ☐ 協議・ ☐ 通知・ ☐ 受理 します。 ☐ その他(別途 協議します。 令和 年 月 日					
	受注者	上記について ☐ 了解・ ☐ 協議・ ☐ 提出・ ☐ 報告・ ☐ 届出 します。 ☐ その他() 令和 年 月 日					

※発注者用、受注者用の2部複写とする。

主任監督員	現場監督員	管理技術者等

現場代理人	主任技術者 (監理技術者)

(3) 精算変更時の設計額算出の留意点

- 1) 実績変更対象費に実際支払った額のうち、証明書類において確認された費用（以下「支出実績額」という。【B】）から、積算基準により算出した共通仮設費率分及び現場管理費に含まれる実績変更対象費分（以下「実績変更対象費（率式）」という。【C】）を差し引いた費用（以下「実績変更対象費（積上）」という。【A】）を、積算基準により算出した共通仮設費及び現場管理費に加算し、精算変更時の設計額を算出するものとする。
$$【A】 = 【B】 - 【C】$$
- 2) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合があるものとする。
- 3) 受注者は、実績変更対象額にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。
- 4) 発注者は、当該工事の実績変更対象額にかかる労働者の従事状況を、現場において、施工中適宜確認（※）するものとする。

（※）発注者の確認は、監督員が行う「施工体制の把握のための確認」、「施工プロセスチェック」とあわせて実施することが望ましい。
- 5) 受注者は、上記の発注者による当該工事の実績変更対象額にかかる労働者の従事状況の確認時には、必要な書類（対象となる名簿等）を準備するとともに、当該調査に立会う等の協力（※）を行うものとする。

（※）立会については、現場代理人、監理技術者または主任技術者が対応する。

5. 積算について

(1) 当初設計及び設計変更時における積算

当初設計及び設計変更時（中間・最終）の積算は積算基準による。その際、共通仮設費率及び現場管理費率に地域補正等の各種補正係数を乗じるものとする。

(2) 最終（精算）変更における「間接工事費の実績変更」の積算

次式により算出した「実績変更対象費（積上）」【A】の額を、共通仮設費、現場管理費に積上げ計上し、実績変更するものとする。

$\text{実績変更対象費(積上)} \quad 【A】 = \text{支出実績額} 【B】 - \text{実績変更対象費(率式)} 【C】$ (※1) (※2)
--

※1 支出実績額【B】

＝労働者確保にかかる実績報告額（様式 1）の額

（ただし、証明書類において確認された費用（税抜き）。）

※2 実績変更対象費（率式）（小数点以下切捨て）【C】

＝「積算基準により算出した共通仮設費（率分）又は現場管理費」（各種補正を考慮する）×実績変更対象費の割合の額

- 1) 「支出実績額」【B】は、共通仮設費と現場管理費毎に算出する。
- 2) 「支出実績額」【B】が、「実績変更対象費（率式）」【C】を超過しなかった場合、「実績変更対象費（積上）」【A】による実績変更は行わない。（積算基準により共通仮設費、現場管理費を算出し、各種補正は考慮する。）

【算出例】

○「共通仮設費」の「実績変更対象費（積上）」の額の算出

費 目	金 額	備考
支出実績額（共通仮設費分）	3,000,000 円	(1)
実績変更対象費（率式）（共通仮設費分）	2,000,000 円	(2)
実績変更対象費（積上）（共通仮設費分）	1,000,000 円	※(3) = (1) - (2)

※ 実績変更対象費（積上）（共通仮設費分）がマイナスとなった場合、実績変更対象費の積上による実績変更は行わない。（積算基準により共通仮設費を算出し、特例補正は考慮する。）

○「現場管理費」の「実績変更対象費（積上）」の額の算出

費 目	金 額	備考
支出実績額（現場管理費分）	2,000,000 円	(1)
実績変更対象費（率式）（現場管理費分）	1,500,000 円	(2)
実績変更対象費（積上）（現場管理費分）	500,000 円	※(3) = (1) - (2)

※ 実績変更対象費（積上）（現場管理費分）がマイナスとなった場合、実績変更対象費の積上による実績変更は行わない。（積算基準により現場管理費を算出し、特例補正は考慮する。）

6. 実績変更対象費について

（１）対象

1) 実績変更対象費の対象は、「労働者(※1)」とする。（「社員等従業員(※2)」は対象外）

(※1) 労働者とは

- ・直接、肉体的もしくは技能的労働に伴って工事施工に従事する者。（普通作業員、世話役、重機オペレータ、鉄筋工、とび工、石工、配管工、大工、左官、電工）

(※2) 社員等従業員とは、

- ・元請者、あるいは下請者が、恒常的な業務に従事させるために雇用し、そのために必要な知識・技能を有する者（例 現場代理人、監理（主任）技術者、現場管理を行う技術員等）
- ・特定の業務、あるいは臨時の業務に従事させるために、雇用、現業員、技能員、補助員等の名称で雇用し、そのために必要な知識・技能を有する者（例 夜警員、倉庫番、食事係、連絡者運転手、事務員等）

（２）借上費

- 1) 別紙様式2に取りまとめ、賃貸契約に係る契約書の写し、借上げに要した領収書（税抜き）(※3)を添付すること。
- 2) 賃貸契約に記載されている敷金、礼金その他賃貸契約に係る費用等（税抜き）を含めるものとする。

（３）宿泊費

- 1) 泊当りの宿泊費は、食事代（夕・朝食）を除いた額とする。

- 2) 別紙様式3に取りまとめ、領収書（税抜き）（※3）を添付すること。
- 3) 領収書は、原則として宿泊した労働者毎に提出すること。
- 4) 宿泊費（1泊当り）の上限額は7,037円（税抜き）すること。
- 5) 宿泊費の妥当性が認められた場合は上記上限額によらないものとする。
- 6) 証明書類（領収書、または金額の適切性を証明する金額計算書など。）は、食事代と宿泊費を分割することが困難な場合、合計金額の領収書に、1人1泊あたりの宿泊費と食事代の内訳を宿泊業者等が証明した資料（任意様式）を添付すること。

また、証明書類は、別紙様式3、別紙様式5-2にそれぞれ添付する必要はなく、共通の資料として1部添付することによりよい。

- 7) 領収書については、必ずしも労働者1人1泊毎に分割する必要はなく、週、月単位等の期間でまとめた領収書でもよいものとする。ただし、その場合は、宿泊者氏名、宿泊期間及び宿泊日数を、領収書に記載すること。

なお、領収書記載が困難な場合は、領収金額と宿泊者氏名、宿泊期間及び宿泊日数を宿泊業者が証明した資料（任意様式）を領収書に添付すること。

（4） 労働者の輸送に要する費用

- 1) 専用のマイクロバス等を手配して労働者宿舎から現場までの労働者を送迎した費を対象とすること。
- 2) 計上する費用は、運転手賃金、車両損料（賃料）、車両燃料等とすること。
- 3) 別紙様式4-1及び様式4-2に取りまとめ、車両燃料等に係る領収書（税抜き）（※3）を添付すること。
- 4) 会社が運転手に支給した賃金等が把握できる調書等（受領書等）の写し（※4）を添付すること。
- 5) 自社のマイクロバス等を使用した場合は下記算定式により損料額を算定する。

〔算定式〕 車両損料＝走行時間（h）×損料単価（1時間当り）

なお、損料単価は、協議により決定するものとするが、設定することが困難な場合は建設機械損料算定表のマイクロバス、ライトバンの損料単価を参考に設定すること。

（5） 労働者の「赴任手当」、「帰省旅費」

- 1) 別紙様式5-1に取りまとめ、会社が労働者に支給した額が把握できる調書等（受領書等）の写し（※4）を添付すること
- 2) 労働者の所在地が分かる資料を添付すること（免許証、社員証の写し）

（6） 食事費及び食事補助費

- 1) 別紙様式5-2に取りまとめ、労働者に支給した額が把握できる調書等（受領書等）の写し（※4）及び食事に要した領収書等（税抜き）（※3）を添付すること。
- 2) 証明書類（領収書、または金額の適切性を証明する金額計算書など。）は、食事代と宿泊費を分割することが困難な場合、合計金額の領収書に、1人1泊あたりの宿泊費と食事代の内訳を宿泊業者等が証明した資料（任意様式）を添付すること。

また、証明書類は、別紙様式3、別紙様式5-2にそれぞれ添付する必要はなく、共通の資料として1部添付することによりよい。

- 3) 領収書については、必ずしも労働者1人1泊毎に分割する必要はなく、週、月単位等の期間でまとめた領収書でもよいものとする。ただし、その場合は、宿泊者氏名、宿泊期間及び宿泊日数を、領収書に記載すること。

なお、領収書記載が困難な場合は、領収金額と宿泊者氏名、宿泊期間及び宿泊日数を宿泊業者が証明した資料（任意様式）を領収書に添付すること。

(7) 通勤等に要する費用

- 1) 別紙様式5-3に取りまとめ、労働者に支給した額が把握できる調書等（受領書等）の写し（※4）を添付すること。
- 2) 通勤等に要する費用は下記の手当てのみ対象となる。
 - ・会社から現場、あるいは現場から現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当
 - ・遠隔地での工事で、労働者個人が立替払いした旅費の支弁に当たる手当

(※3) 証明書類として提出する領収書は「原本」とする。

(※4) 労働者本人の受領印又は本人のサインが確認できる資料又は、賃金及び手当てを銀行振込で行っている場合は、銀行の受付印のある給与振込依頼書（個別内訳を含む）又は振込領収書（個別内訳を含む）の写しとする。

附 則（平成28年7月26日 農港第803号）

この運用基準は、平成28年8月1日から施行する。

附 則（令和6年9月30日 農港第767号）

この運用基準は、令和6年10月1日から施行する。